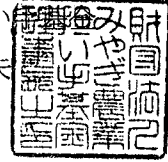


各 位

仙台市青葉区上杉1丁目2番16号

財団法人みやぎ農業担い手基金  
理事長 菅原章夫



合併契約に関する書面等の備置き（合併書面等事前開示）について

財団法人みやぎ農業担い手基金は、特例民法法人の合併手続きを進めるため平成23年12月22日（木）に社団法人宮城県農業公社及び社団法人みやぎ原種苗センターと整備法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律：以下「整備法」という。）第六十六条第2項の規定による吸収合併契約を締結致しました。

つきましては、整備法第73条及び同法施行令第3条により吸収合併契約関連書類を備置き閲覧の用に供します。

記

1. 備置き資料

(1) 吸収合併契約直後からの備置く資料

- ・吸収合併契約書の写し
- ・合併対象団体すべての現行定款の写し
- ・合併対象団体すべての平成22年度末の財産目録及びそれに係る監査結果

(2) 合併認可申請時点から備置く資料

- ・合併認可申請時の書類（臨時社員総会等の議事録，合併後の暫定定款案を追加）

(3) 合併認可後に備置く資料

- ・合併認可書の写し
- ・合併対象団体すべての1月末時点（認可後2週間以内）における財産目録及び貸借対照表並びにそれらに係る監査結果（※作成した時点で開示）
- ・その他上記に変更が生じた場合はその内容

2. 備置き期間

平成24年3月30日（吸収合併登記日）まで